

明治初年の出版法規について

—— 日本著作権法のあけぼの(1) ——

山 本 信 男

まえがき

一 出版条例制定以前の取締法規

二 出版条例

(1) 明治二年制定出版条例

(2) 明治八年改正出版条例

ま え が き

著作権法は、その源を印刷術の発明に発するといふことができる。印刷術の発明によつて、印刷や出版が飛躍的な発展をみせ、出版事業が、経済的に重要な意義を有するようになった。この重要な経済的意義を有する出版事業をめぐる法律関係を規律するために、すなわち、出版利益に対する競合関係を調整し、出版者の営業を保護するための種々の法的規制がなされるようになったのである。

このように、著作権法は、先ず出版者の營業權（出版權）を保護する必要から發生したものであり、当初から著作者の權利保護を目的としていたのではなかつたのである。（ここにいう出版權は、著作權の内容としての出版權ではなく、広義における出版業者の權利を指す）その後、印刷・出版の隆盛に伴つて、不正競争が激化し、著作者の人格權が侵害せられる場合が増大してきた。ここにおいて、著作者の人格權保護の必要性が痛感せられるようになり、著作權そのものの保護が考慮されるようになったのである。

わが国において、著作出版關係が問題とされるようになったのは、やはり印刷・出版が盛んとなつてきた江戸中期以後である。しかし、当時わが国においては、出版者の營業を保護するための法規は殆どみられず、政治上の理由や社会風紀上の理由による出版取締法規が、その大部分であつた。

明治時代に入つて、著作・出版法制は、急速の進歩をみせ、多くの關係法規の制定をみるに至つた。しかし、これらの法規も公法的な取締法規としての性格が強く、私法的財産權としての著作權が意識せられ、保護されるようになったのは、漸く明治八年の出版条例以後のことである。なお、古來わが国においては、主として芸能の分野に家元制度が存在しており、これら家元制度の起源およびその維持に、財産權としての著作權的要素が介在しているように考えられる。⁽¹⁾しかし、その詳細については、別の研究課題としたい。

今回の小論においては、わが国著作權法史のうち、明治元年の太政官布告から明治八年の出版条例改正に至る期間に限定し、この期間中に制定せられた出版法規を取り上げて、逐次その内容および性格について考察して行きたいと考える。これにより、明治三二年の著作權法制定に至る一時期がいくらかでも明らかとなり、わが国における著作權思想の進化過程を辿る上の一助ともなれば幸いである。

なお、明治二〇年の版權条例、脚本楽譜条例、写真版權条例、明治二六年の版權法等は、わが国著作權法史において重要な意義を有するものであるが、今回はこれらには触れず、次稿の課題としたい。

一 出版条例制定以前の取締法規

明治元年四月二八日、太政官布告三五八号によって、次のような布告がなされた。

「新著並翻刻書類官許之上刊行可致之処近来種々之書類狼々刊行致候段不謂事ニ候以後総テ官許不経候品売買堅差停候事」

江戸時代においては、延宝元年頃から、出版物取締りの法規が数多く公布され、出版に際してはすべて官許を得ることを必要としていた（取締りの目的は政治および猥褻關係）が、この太政官布告三五八号によって、官許のない出版物は、さらに固くその売買が禁止されることとなったのである。すなわち、官許を得ることによって、はじめて出版物として売買の目的物となすことができたのである。

ついで、明治元年六月二〇日には、次のような布告がなされている。

「自今開版書物之儀都テ草稿ヲ以テ学校官へ差出改之上彫刻可致若内々版行イタシ候者於有之ハ吟味之上屹度 御沙汰可有之候事 右之通不洩様可触知者也」（明治元年鎮台府布告五〇〇号）

この布告によって、出版物は、刊行の前にその草稿の検閲を受け、許可のあったものについてはじめて、印刷し出版することができたのである。この布告にある学校官とは、学校⁽³⁾の管理にあたった行政官吏を指し、彫刻とは、もちろん出版の意であろう。明治初年の刊本の表紙に、「明治某年某月官許」とあるものが多いが、これは、前述の太政官布告三五八号、および鐘台府布告五〇〇号の規定に基づいて、出版されたことを意味している。また、この布告の違反者に対しては、刑罰が科せられることとなったのであるが、その内容は明らかではない。

さらに、明治二年一月二七日には、新たな布告（行政官布告八一号）がなされて、許可条件が一層厳しくなり、出版物の取締りが強化された。この布告は、許可を受ける条件として、まず所轄の府藩県へ願い出で、さらに府藩県から行政官へ願い出ることとしたのである。そして、新たに出版する場合に限らず、再版、改訂版等の場合にも願い出で、許可を受けるべきものとし、すべての出版行為を規制することとなった。その上、出版の際には、出版物の一部を行政官へ納本することを義務づけているが、この布告の中に、はじめて偽作物取締りの条項がみえるのは、興味あることである。この布告の全文を次に掲げておく。

図書開版之儀其管轄之府藩県へ可願出右府藩県ヨリ稿本並著者之郷里姓名等委細相記シ行政官へ可伺出尤官許之上版之

上製本一部ツ、行政官へ可相納事

一 旧來之藏版ヲ再刻或ハ大本ヲ小本ニ為シ大図ヲ小図ニ縮スル等最前出版之年月ヲ相記シ可伺出尤官許之上行政官へ上製本相納候儀可為前条之通事

一 是迄藏版之圖書題号及著述姓名並ニ官許之年月等委細相記來二月中行政官へ可差出事

一 圖書重板ノ儀從來制禁ニ付先般御報告モ有之候処猶官許ヲ不受本文一字之異同無之惟題号ノミ相換へ出版候者有之哉ニ相聞へ以之外之事ニ候以來右様之者於有之ハ屹度御咎有之事

(明治二年一月二七日行政官布告八一號)

二 出版 条 例

(1) 明治二年制定出版条例

明治二年五月一三日、著作權・出版權に関するわが国最初の法令ともいへば出版条例が公布された。その内容を次に概説する。

① 取締規定について

出版物には、必ず著者、出版者、販売所の住所氏名を記載すべきことを命じ、これに違反する者は、罰金に処せられると規定されている。これは、明治二年の「行政官布告八一號」の規

明治初年の出版法規について

定と類似しているが、「行政官布告八一號」は、出版の許可を得るために提出する願書の内容形式について規定したものである。これに対して、出版条例の規定は、出版物の成立要件に関するものであり、出版物としての効力発生要件でもある。したがって、この要件を具備しないものは、出版物として認められないのである。また、出版物の内容に触れ、規制される場合を例示的に掲げている。すなわち、「妄ニ教法ヲ説キ、人罪ヲ誣告シ、政務ノ機密ヲ洩シ、或ハ誹謗シ、及ビ淫蕩ヲ導ク事ヲ記載スル者……」とある。

② 出版権について

出版権に関して、「圖書ヲ出版スル者ハ官ヨリ之ヲ保護シテ専売ノ利ヲ収シム」とあり、出版者に排他的独占権を与えている。この排他的独占権の保護期間は、原則として著作者の生存中とし、例外として、その親族がこの権利を保有したいと願っている時は、特に許可する場合があることを定めている。

しかし、この排他的独占権の保護規定は、あくまでも出版者の権利保護に関する規定であって、著作者の権利（著作權）について規定したものではない。当時においては、未だ著作者自身の権利に対する認識が薄かったためであろう。また、前述の規定は、財産権としての出版権を保護すると同時に、出版事業の取締りをも目的とし、出版活動の秩序維持を目的としているのである。

③ 偽作について

重版（複製）によつて出版権を侵害した者、および複製物を販売した者に対しては、すべての版木および複製物を没収し、且つ、罰金を科すと規定されている。これは、前述の排他的独占権たる出版権の承認に、必然的に伴う効果である。罰金の額は、著作者および出版者の受けた損害に準じて定められ、著作者および出版者へ支払われる。しかし、この損害賠償は、著作者および出版者の私法上の権利の効力として認められたものではなく、従つて、著作者および出版者から、出版権の侵害者に対して、損害賠償の請求をなし得ることを規定したものである。出版事業の秩序維持を目的とした取締規定の効果であり、同時に、出版者の投下資本の回収を保証して、出版事業の維持向上を目的としたのであろう。これによつても、前述の出版権が、私法上の財産権というよりも、むしろ出版事業取締りの必要上創設せられた権利としての性格の強いことが推察されるであらう。

④ 出版許可の条件および手続きについて

「図書ヲ出版スルニ先タチテ、書名、著述者、出版人ノ姓名住所、書中ノ大意等ヲ具へ、学校ヘ出シ、学校ニテ検印ヲ付シテ彼ニ付ス。此レ即チ免許状ナリ。此免許状ヲ併セ刻スヘシ。」とある。

ここにいう学校とは、昌平、開成の両校を指す。⁽⁵⁾ 出版条例の附録に、「学校中出版取調局ヲ設ケ、両費ノ官員相集リテ免許ヲ与フヘキヤ否ヲ議決ス。」とあり、さらに、「学校知官事ノ許

ニ一箇ノ印ヲ藏シテ免許ノ検印トス。」とある。すなわち、出版の免許は、昌平、開成両校の学校官が付与することとなり、免許が付与せられた証拠として、検印が付されることとなったのである。

許可を得ずに出版した者、およびこれらの出版物を販売した者は、版木および複製物を没収され、且つ罰金を科せられる。未発行の場合も同様である。未発行著作物について規定していることは、この出版条例が、取締法規としての性格を強く有していたことを示している。また、出版予定日および出版の晩には納本する旨の書面を提出させて、出版統制の強化を図つたのである。そして、出版した際には、五部を学校（昌平、開成両校）へ納本せしめた。これは、「各所ノ書庫ヘ頒ツ為ナリ」とある。⁽⁶⁾

⑤ その他

「凡ソ新ニ舶来ノ図書ヲ翻刻スル者ハ亦専売ノ利ヲ取メシム」と規定して、「舶来ノ図書ヲ翻刻スル者」に対して、出版権を認めている。ここにいう翻刻とは、翻訳して印刷すること、すなわち翻訳著作物を出版することを指すのであろう。また、許可を受けることを条件として、出版権譲渡の可能性を認め、出版権が財産権としての本質を有していたことを示している。

さらに、「凡ソ活字ニテ出版スル者亦此例ニ同ジ。」という、當時の印刷技術の水準を推測せしめる規定もある。

出版条例の附録として、次のような規定がある。

- 一 学校中ニ於テ願濟ノ書目ヲ印行シテ書肆ニ付シ、毎月或隔月嗣出シテ著述者ノ参照ニ便シ、剽襲ヲ防グ。
- 一 三都書肆中ノ人ヲ選ビ、年行司ヲ置テ互ニ相議察セシム。
- 一 出版ノ法ヲ犯ス者ハ所在裁判所ニ於テ科斷ス。

この附録の規定は、出版者の營業を保護することを目的とし、出版者の排他的独占権を担保するために設けられたものであろう。また、同時に出版事業の秩序を維持し、不正競争を防止する意味をも有しているのである。

この出版条例は、明治五年一月一三日、文部省布達を以て改正されたが、前条例を逐条化して整理したもので、前条例と大した差異はない。

(2) 明治八年改正出版条例

明治八年九月三日、太政官布告一三五号によって、この出版条例は再び改正された。この改正条例は、多くの点において、明治二年の出版条例よりも進歩がみられる。

次に この条例の主なる改正点を挙げてみる。

- ① 出版権に版權の名称を与え、その内容を明らかにしたことに

第二条において、「図書ヲ著作シ又ハ外国ノ図書ヲ翻訳シテ出版ストキハ三十年間専売ノ権ヲ与フヘシ 此専売ノ権ヲ版

明治初年の出版法規について

権ト云フ。」と規定し、初めて出版権（著作権）に対して、版權なる名称を与え、版權が図書専売の権利、すなわち排他的出版権を意味することを明らかにした。また、同条において、

「但シ版權ハ願フト願ハサルトハ本人ノ随意トス 故ニ版權ヲ願フ者ハ願書ヲ差出シ免許ヲ請フ可シ 其願ハサル者ハ各人一般ニ出版スルヲ許ス。」として、版權の成立が、免許を受けることを要件とし、免許のない著作物は、いかなる人でも自由に出版することが認められたのである。すなわち、公有物と見做されたのである。この版權の保護期間は、出版の時から三〇年間とし（第二条）、特に公益に関係の深いものについては、一五年の期間延長が認められた（第六条）。この第六条の期間延長規定は、明治一六年の改正の際、削除された。

- ② 版權の相続、譲渡および分版を認めたこと

明治二年の出版条例においても、例外的に出版権の相続を認め、譲渡の可能性を認めていた。しかし、明治八年の出版条例は、第二条第二項において、「版權ヲ相続シ若クハ売買シ若クハ分版シタルトキハ……」と規定して、版權の相続、譲渡および分版を、明文をもって認めている。さらに、第二条は、「版權ノ売買ハ勝手タル可シ……」として、譲渡の自由を明らかにしている。また、第三条は、「版權ヲ分ケテ譲リ若クハ売リ同一ノ図書ヲ各自ニ出版スルコト妨ケナシ 之ヲ分版ト名ク。」として、分版を一つの権利として認めている。

なお、版權を相続し、売買し、分版した時は、版權所有者の

住所氏名を、相続人、買主、分版を受けたる者の住所氏名に変更しなければならぬとし（第二二条第二項）、且つ売買の場合には、双方連印した届書を、内務省に提出すべきものとした（第二三条）。この点にも、この条例の取締法規としての性格が、強く表われているように思う。

③ 著作権および翻訳権を認められたこと

第一四条において、他人の著作物を出版する場合には、必ず著作者または翻訳者の承諾を得ることを要件とし、著作者および翻訳者の著作権を認めたことは、特筆すべきことであろう。これまでの出版に関する法規は、すべて出版者の営業保護、および出版事業の取締りに重点が置かれており、著作者の権利は、全く顧みられていなかったのである。第一四条の規定を次に掲げておく。

「他人ノ著書ヲ出版スル者ハ必ス著作者ノ承認ヲ得可シ
版權願書若クハ出版届書ニハ必ス著作者ト連印スヘシ。」

④ 偽作を禁止するとともに、自由利用の許される場合を例示したこと

第一五条は、「版權ヲ得タル者ハ他人其文章ヲ剽窃スルヲ許サス」として、偽作、すなわち版權を侵害してはならないことを規定している。しかし、排他的独占たる版權も、公益のために制限される場合のあることを認め、同条において、「但シ、論弁若クハ証明スル為メニ引用スル者ハ此限ニアラズ。」と規定している。現行著作権法第三〇条の前身ともいえるべき規定で

ある。

⑤ 版權侵害となる場合を例示し、侵害者に対する刑罰を具体的に規定したこと

出版条例罰則第二条は、「凡ソ偽版ヲ造リ或ハ書中ノ字句及
絵画ノ模様ヲ小変シ若クハ少加シテ其表題ヲ改メ……」と規定して、版權侵害となる場合を例示し、これらの行為によって、版權を侵害した者に対しては、「貳拾円以上參百元以下」の罰金に処すと、刑罰の内容を具体的に規定している。

⑥ 小説、歌謡に版權を認め、絵画および彫刻には、版權を認めなかったこと

第二七条は、「小説歌謡ヲ出版スル者亦此条例ニ從フヘシ。」として、小説および歌謡にも版權を認め、図書と同様の扱いをしている。小説が図書という概念に含まれないとしていることは、興味あることである。また、第二八条は、「彫画ノ類ハ出版スル毎ニ届出ルコト第一條ニ依ルヘシ。但シ版權ヲ与ヘス。」と規定して、彫刻および絵画の出版もこの出版条例の適用を受け、取締りの対象とされたのであるが、版權は認められなかったのである。小説を図書の概念に含まれないとしたり、彫刻および絵画を出版権の対象として認めなかったことは、文学および芸術に対する当時の考え方を知る上にも、興味ある事柄である。

その後、この出版条例は、明治一六年、太政官布告二二号に

より、ついで明治二〇年、勅令七六号により、それぞれ部分的に改正されて、明治二〇年の版權条例へと引継がれて行くのである。

明治初年のわが国著作権法史の研究にとって、忘れることのできないのが福沢諭吉である。彼が、わが国著作権思想の啓蒙発展に尽くした功績は、極めて大なるものがある。⁹⁾

明治初年は、著作出版活動の隆盛化とともに、偽版も多く、たとえば慶応二年出版の福沢諭吉著「西洋事情」初編の如きは、その偽版が五万ないし九万部にも達したという。このような著作權無視の風潮に対して、彼は、明治元年四月、中外新聞に、彼の蔵版である「西洋旅案内」の偽版摘発のための広告を出して、世人の協力を求めるとともに、著作權の尊重を強く訴えている。そしてこの広告に呼応するかのように、前述の太政官布告三五八号が公布されたが、この布告もあまり遵守されず、逆に政府自らが偽版作製者に官許を与えるというような状態で、福沢を大いに嘆かせている。また、彼は、前述の各布告および出版条例の公布とともに、これら法規の厳格なる適用、特に偽版取締りの強化を、当該取締当局に対して強く訴えている。そして、明治六年十一月には、「世界国辰」の偽版事件に対して、彼は訴えを提起し、翌年二月、その判決がなされている。これは、わが国における著作権判例の嚆矢であり、日本著作権法史上におけるエポックを画する事件である。

明治初年の出版法規について

〔注〕

(1) 勝本正晃 日本著作権法 二五頁

なお、家元制度に対する法社会学的研究は、川島武宜著「イデオロギーとしての家族制度」に詳しい。

(2) 江戸時代における主なる出版法規

延宝元年五月

新規板行致候節ハ両番所江可申上事

天和四年四月

服忌令開板致シ候者之儀ニ付町触

貞享元年一月

当座之替リタル事板行致シ売候儀無用之事

享保三年九月

曆板行之儀ニ付町触

書物草紙之類新規之儀無用之事覚

享保七年一月

新作書籍出版之儀ニ付町触書

享保二〇年五月

諸書物ニ権現様並御代様御名書入之定

元文六年正月

朝廷御規式類板行停止之事

寛政二年五月

新規書籍繪草紙類仕立候儀ニ付町触書

寛政二年九月

書籍繪草紙類改方等ノ儀ニ付町触書

寛政二年一月

新草雙紙吉板繪等之儀ニ付申渡

寛政五年八月

板木屋仲間外ニ而板行彫立候儀ニ付申渡

文政六年一月

板行モノ之儀ニ付板行屋行事ヨリ出候書付覚

天保一三年六月

新板書物之儀ニ付御触書

弘化二年七月

翻訳書之類天文方之差図可受旨御書付

嘉永三年九月

蘭書翻訳出来之上ハ宍部天文方役所江可差出旨御書付

(徳川禁令考 前集第三卷二八七頁・第五卷二四八頁
二五七頁 三二〇頁 後集第一卷九四一―九五頁)

(3) 当時の学校には、いかなるものがあったのであろうか。

明治元年三月一九日の文部省布達に、「学習院ヲ開ク」
とあり、六月一日には、「昌平校ヲ収ム」の布達がある。また、学校廃置に関する布告の中に、明治元年五月、「漢学所中仮ニ寄宿寮ヲ設ケ三十歳以下官公卿ノ入寮ヲ許ス」、同年六月二十九日、「昌平校ヲ興復シ入学ヲ許ス」とある。
(官令沿革表一六―一七二頁)

(4) 明治元年四月二日の太政官布告第三三三一号に、太政官分爲七官の一つとして、行政官の名がみえる。

(5) 明治元年一〇月一九日には、「学校ヲ行政官支配ト爲ス」という布告が出されている。また、同年十一月三日、「開成所ヲ行政官ニ属ス」という布告がなされている。太政官日誌明治二年五月一四日の記事に、「書籍出版者は迄議政官ニ於テ改方相成候処、今度学校ニ於テ出版取調所被設候間、向後書籍出版致度者ハ、昌平、開成両学校之内へ願出、官許ヲ可受候。仍而出版条例書相達候

間、堅可相守事。」とある。

(6) 明治二年三月二二日の中外新聞に、「開成学校の拡張」と題して、次の如き記事がある。

「小石川御門内元陸軍所、此度開成学校の添地となりたり。是は博物園並にビブリョテキー等を追々取建つる為なりと云ふ。ビブリョテキーは訳して書房とも書庫とも云ふ。但し只書物を貯へ置くのみならず、古今の書籍何にても類を以て聚め、一々本箱或は棚にならべ置き、誰にても某の本を一見したきときとか、某の本に参考すべき事有りと云ふ時、随意に借覽を許し、一見済たる後は元の本箱へ納むるなり。尤著述家など参考、或は引証の為に、往きて観る事は毎日にも苦しからず。只一片紙たりとも場所より外へは持出すことを許さず。是れ西洋ビブリョテキーの常例なり。
(新聞 集成明治編年史第一卷二五三頁)

(7) 著作権法第三〇条に、「既ニ発行シタル著作物ヲ左ノ方法ニ依リ複製スルハ偽作ト看做サス」として、出所を明示することを条件として、第一号から第九号まで、九つの方法を挙げている。

(8) 「図書ヲ著作シ又ハ外国ノ図書ヲ翻訳シテ出版セントスル者ハ出版ノ前ニ内務省へ届け出ヘシ但シ社則塾則引札ノ類印刷シテ発売セル者ハ此例ニアラス」

(9) 福沢論吉全集 第一九卷 四四一―四七八頁

(本館寄贈交換係)